

畜産関係事務打合会議開催について

機構改革後初の畜産関係事務打合会が、6月13日、県職員研修所に於て開催され、本庁より農地経済部長、畜産課長、各係長、その他関係職員及び3試験場長、農林事務所より各畜産係長が出席して行われた。

当日の議題及び農地経済部長、畜産課長の挨拶の要旨は次の通りである。

◎議題

I. 昭和31年度畜産重要施策について

II. 管理係所管事項

1. 畜産課事務分担について
2. 家畜保健衛生所関係の予算執行について

III. 経営係所管事項

1. 乳牛増産計画及び地帯別調査について
2. 美作地区酪農について
3. 集乳所の整備及び集乳路線の整理並びに夏乳について

4. 乳牛共進会について
5. 展示牧野施設について
6. 新農村建設総合施設について
7. 小団地開発について
8. トラクター牧野開墾について
9. 自給飼料

IV. 畜産係所管事項

1. 和牛奨励について
2. 中家畜奨励について
3. 養鶏奨励について
4. 有畜農家創設事業について
5. 畜産共進会開催について
6. 家畜取引法について

V. 衛生係所管事項

家畜保健衛生所の業務について

VI. 畜産関係試験場の業務連絡について

VII. その他

◎農地経済部長挨拶（要旨）

○去る6月1日機構改革によりまして農林事務所に

新しく畜産係が設けられ、従来本課直轄であった各家畜保健衛生所を掌握することとなり、然も農務課の一係として畜産行政を推進して行くことになったことは大きな意義がある。この意見には最初賛否両論があったが、反対を押切って実現した所以は一つに農林行政に総合性を持たせるという大きな目標からである。

○技術が専門的に発達して来ると、縦の一本化した指導は非常に進んで来るが少々もすれば横の連絡を忘れ勝ちである。飽くまで我々の技術指導、技術行政の窮極の目標は個々の農家の安定合理化にあることも忘れてはいけない。農家の自主的な向上意欲と良心的な指導と相俟って改善合理化が図られる訳で、作目別に夫々方法手段が異っても総てが農家の経営にプラスする事が終局の目標である。

殊に畜産の振興が強く要請されている現状であるので出先き、本庁をとわず意見の統一をはかって課長を補佐し、円満充分なる運営を期待したい。

○畜産係はまた農政、改良、養蚕の各係と一所に仕事することが意義がある。畜産も農業の一部門である。従来少々もすれば陥り易いこの弊を打破して他作目と相提携して農家経営の中にとけ込んで行くよう配慮願いたい。また出先だけでなく本庁においても他の課と密接に連携して行くことが特に必要で、部の編成においても改良課と同等の編成にした訳である。

○本県の畜産にとっても和牛、鶏等の従来の優位性が漸次失われて来るような事態である。尚、集約酪農の問題、3試験場の発足等益々前途多難の秋でありますので、どうか諸君、共通した理念、統一された指導組織に基いて十分な努力を願いたい。

○農林省が提唱する適地適産主義に基き米麦中心を避け、今後根本的に農業経営方式を変えて行くことが必要であるが、この場合只単に飼料作物を作れ、草地改良せよだけでは不十分で、概念的でなく、直接末端農家に繋るよう研究努力する必要がある。我々は少々もすれば日常とっている方法、手段を目標と誤認し易いのであるが、常に問題の分析、反省、検討を怠ってはならぬ。新機構の発足に伴って本県農業の発展を期

岡山畜産便り 1956.07

する上に充分な努力を願う。

◎畜産課長挨拶

昭和 31 年度畜産重要施策に就て説明あり。要旨下の通り。

一. 方針

農業経営の向上と県民食生活の改善を一段と推進するため本県内の夫々の農業地帯に対して最も適当と思料せられる畜産振興方式を採用して適正なる有畜農家の創設維持に努めると共に畜産物の消流の円滑化を図るを根本方針とする。

二. 措置

(一) 農林事務所別畜産振興計画の樹立に関する事項
本県の畜産は夫々の地帯の農業事情に応じて、その特色を発揮しながら発達して来たものであって、就中、和牛及鶏に於ては全国にその優位性が認められ、又乳牛に於ては近時急速なる増殖が見られつつあるが、これを地帯別に見るときは、南部は酪農、養鶏及び和牛の肥育が主体性をもち、次に中北部は和牛の生産育成と適地に酪農が普及し、更に北部内、阿哲方面は専ら和牛の振興が行われ、特に津山市を中心とした美作地帯に於ては高度の集約酪農の振興が実施されているが以上の地帯は将来に於てもこの方向が強力に推進されるべきものである。

かかる状況と見地に立って、管内の農業経営の向上と土地生産力の拡充に対して有力なる要素たらしむべく畜産の基盤を確立する事が必要であるが、各農林事務所は管内における畜産振興施策の樹立実施については、総花的に流れることなく、真に時代の要請に即応し而も農家経済の改善に可及的速に寄与し得る事項に限定するものとする。

(二) 有畜農家の創設維持に関する事項

有畜農家創設特別措置法に依る家畜（和牛、乳牛、綿羊）の導入に要する資金の融資は既に昭和 27 年から実施せられ、それに基づく有畜農家創設 10 ヶ年計画に依り県下の無畜農家の有畜化が図られているが、之等家畜の導入については前述の各農林事務所別の畜産振興計画に基いて今後は実施される事が肝要である。次に家畜導入後に於ける家畜維持の完全を期するためには、関係市町村及び農協に対して強力なる指導を行う事が必要であり、更に導入農家経営の適正を期す

るためには、今般畜産技術指導体制の強化を目途として設立せられた岡山県畜産会の積極的な活動を図るべく、各関係機関は前端的に協力するものとする。

(三) 家畜の改良増殖に関する事項

有畜農家創設 10 ヶ年計画を基幹とした岡山県畜産振興計画に於ては今後 5 ヶ年後に、和牛を 13 万頭、乳牛 2 万頭、綿羊を 1 万 5 千頭、鶏を 150 羽に増殖し、その他のものは概ね現状に止める事となっているが就中、和牛について後進県の需要に将来に亘って充分に応じ得るように欠点を補正する事に努める事が肝要であり、更に和牛飼育経営の安定を図らんがため肥育方法の改善、肥育地帯の造成、肉消費の促進を図るものとする。

次に乳牛については美作集約酪農地域の酪農振興計画の完全なる遂行を期すると共に其他の酪農地帯に対しては、集約酪農地域を形成せしめるように指導を行うものとする。尚本件については、和牛、酪農、養鶏試験場が中心となり、更に家畜保健衛生所の機能を高率的に発揮するものとする。

(四) 自給飼料の増産に関する事項

(1) 牧野の改良に関する事項

県下 4 万 5 千町歩の牧野の改良を行う上に於ては幾多の困難なる問題が存在しているが、就中、牧野改良を阻む土地所有並びに利用等の実態を詳細に把握する事が必要であるので、国は本年度から之が調査に着手すると共に特に集約酪農地域内の市町村当局に牧野改良実施計画を速急に樹立せしめて、昨年度導入された牧野改良用動力機械の適切なる運用と国の補助に依る展示牧野の造成に依って、前記計画の完遂を期するものとする。

(2) 農用地の高率的利用に依る飼料増産に関する事項

特に酪農地帯の農家に対して、水田の裏作、輪作に飼料作物を積極的に取入れるように指導すると共にサイロの設置、畦畔の雑草の改良を助長して、飼育農家の飼料設計の確立を期するものとする。

(五) 家畜の保健衛生の向上に関する事項

家畜防疫については国の防疫方針に基き、家畜伝染予防法に依って毎年定期的実施すると共に、発生の場合には夫々適切なる措置を講じているが、今般の農林事務所の設置を機として、県庁内に家畜防疫本部を、農

岡山畜産便り 1956.07

林事務所に管内の家畜防疫員を以って構成する支部を設けて、各家畜保健衛生所を高度に活用して之が万全を期するものとする。尚有畜農家の保健衛生の向上については各農林事務所は適切なる方途を講ずるものとする。

(六) 技術指導体制の確立に関する事項

畜産関係試験場との試験研究項目の調整と之が効果を測定するために県庁内に必要な機関を設置する。尚各有畜農家をして、可及的速に、適切なる畜産施設を講じせしめると共に、飼養管理の改善、農業経営の向上に対する技術指導の徹底を期するために、先ず試験研究機関を活用して畜産技術指導者を再教育し一般農業技術指導者の畜産技術の獲得に努め、更に各農林事務所別に管内の畜産技術指導体制確立の方途を講ずるものとする。

(七) 畜産物の消費流通の促進に関する事項

本年度特に実施する事項は次の通りである。

(1) 農協の実施している畜産物加工事業の指導の徹底

(2) 和牛の県外への移出促進

(3) 家畜市場の整理と改善

(4) 夏季に於ける生乳取引の調整（管内の状況の把握）と牛乳の消費促進

(5) 鶏卵の阪神市場に於ける地位の確立（大阪事務所）

(八) 肥育事業の奨励に関する事項

現在の和牛界の不振を打開し、進んで将来の発達を期するため、和牛の利用増進は刻下の急務とされているが、就中、肥育については、和牛先進県としての有利性から、今後急速に発達すべき立地条件であるので、交通至便な就中、南部において主として次のような条件である地帯を選定して、肥育地帯を設ける。

(1) 自給飼料増産施設を設けて生産費の低減を図り得る地帯

(2) 農協又は肥育組合等の生産者団体による共同出荷態勢の確立を図り得る地帯

(3) 甲状腺剔出その他肥育技術について最新式科学技術の普及に対して、許容性の大きい地帯

(九) 畜産団体の強化に関する事項

畜産団体の経済力の拡大を図るため、立地条件を同じくする郡畜連の統合を促進すると共に県段階の畜産

関係団体の統合をも勧奨するものとする。

◎次いで各係長より所管事項に就て（前記議題参照）

説明があり、なお、膨大な印刷物資料に基いては各担当者より説明があった。

◎最後に3試験場長の挨拶説明があった後、全体の議題に就て質疑応答が活発に行われたが、これらの内容に就ては紙面の都合により割愛する。